

新潟県中小企業団体中央会

# ちゅうおうかい通信

令和3年4月22日発行 第282号(臨時号)

## 新潟県からのお知らせ

### 1. 新型コロナウイルス感染症警報継続に伴うお願い (令和3年4月16日～)。

令和3年4月16日から新潟市に特別警報を発令しています。



**特別警報**  
新潟市対象

**新型コロナウイルス**  
早めに電話相談、早めに受診

- ◆かぜ症状(発熱、せき、のどの痛み等)
- ◆息苦しさや、だるさなど、普段と異なる症状

【新型コロナ受診・相談センター窓口】

☎ **025-256-8275**

※毎日24時間対応(土日・祝日含む)

## INDEX

1. 新型コロナウイルス感染症警報継続に伴うお願い  
(令和3年4月16日～)。
2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について
3. 新潟県新型コロナウイルス対応新事業チャレンジ支援事業補助金(通称:「新事業チャレンジ補助金」) 第1回申請受付開始。

### 警報継続に伴うお願い

警報期間が長期間に及ぶ中、県民の皆様、事業者の皆様の感染拡大防止へのご協力に感謝いたします。年度替わりの時期に守っていただきたいことを次のとおり整理しました。

【年度替わりの時期に守っていただきたいこと】  
～マスク、手指の消毒等の感染拡大防止対策を引き続き徹底～

#### [1] 他都道府県との往来

- ◆**まん延防止等重点措置**が適用された他都道府県との往来は慎重に検討する
- ◆**上記都道府県及び緊急事態宣言が発令されていた都道府県との往来は以下に注意**
  - ・**県外での飲み会・接待を伴う飲食は慎重に**
  - ・往来後に**体調が悪い**と感じたら、**受診・検査を徹底**

⇒ 他県から本県にお越しの方は、「この春、新潟県にお越しの方へのお願い」をご覧ください

#### [2] 歓送迎会・花見等の飲食を伴う会合を実施する際は、**感染防止対策を徹底**

- ・体調が悪い場合は参加しない(症状消失後も2日は×)
- ・人数を抑える
- ・形式を工夫(着座、定員50%以下、短時間、お酌NG等)
- ・事業者は店舗に県の「新型コロナお知らせシステム」導入を
- ・会合後に**体調が悪い**と感じたら、**受診・検査を徹底**

⇒ 詳細は「歓送迎会に関するお願い」をご覧ください

### 2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

#### (1)趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、営業時間の短縮要請を実施し、要請に協力いただいた事業者に対し、協力金を支給します。

#### (2)対象施設

新潟市内で食品衛生法第52条に定める飲食店営業許可を受けて以下の施設を運営する事業者

- ①接待を伴う飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)
- ②酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)

#### (3)対象要件

- ・令和3年4月21日(水)0時から令和3年5月9日(日)24時までの間、5時から21時までの時間短縮営業に全期間、全面的に御協力いただくこと
- ・酒類の提供は、20時までの間に限る
- ・業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底すること
- ・令和3年4月20日(火)以前から営業していること

#### (4)申請期間、申請方法等の詳細・お問合せ先

【URL】[https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jigyousha\\_covid19/kakudaibousshi.html](https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jigyousha_covid19/kakudaibousshi.html)

新潟市経済部産業政策課 TEL:025-226-1610

### 3. 新潟県新型コロナウイルス対応新事業チャレンジ支援事業補助金(通称:「新事業チャレンジ補助金」) 第1回申請受付開始。

#### <目的>

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、中小企業等が経済社会活動の変化に対応するために行う新たな商品開発やサービスの提供等の前向きなチャレンジを支援するもの。

#### <対象者>

県内中小企業であり、下記の売上減少要件に該当する事業者(協同組合をはじめとする法人格を有する組合も対象となります)

#### 【売上減少要件】

新型コロナウイルス感染拡大による経済社会活動の変化により、申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(平成31年/令和元年又は令和2年1~3月)の同3か月の合計売上高と比較して、10%以上減少していること。

#### <対象事業>

○ 新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等、新型コロナウイルス感染症による経済社会活動の変化に対応するための前向きな取組であること。

○ 商工会または商工会議所による相談・助言等の支援を受けながら取り組む事業であること。

※申請する事業と同一の事業や機械装置等について、国県の他の補助金との併用はできません。

#### <補助率>

3分の2以内

#### <補助金額>

上限 100万円 (補助対象事業費 150万円)

下限 13万3千円 (補助対象事業費 20万円)

#### <補助対象経費>

機械装置等費、開発費、展示会等出展費、広報費、外注費

#### <申請受付期間>

令和3年4月21日(水)~令和3年6月4日(金)

#### <申請方法>

最寄りの商工会または商工会議所へ申請書及び関係書類を提出してください(組合の場合は、中央会にご提出ください)。

※申請要領、申請様式等は、県HPよりダウンロードできます。(商工会・商工会議所においても入手可能です。)

県HP「<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiikishinko/challenge202102niigata.html>」

#### <お問合せ先>

#### 【補助金全般について】

新事業チャレンジ補助金 相談ダイヤル

電話番号 : 0570 - 783736(ナビダイヤル)

受付時間 : 午前9時~午後5時(土日祝日を除く)

#### 【事業計画について】

最寄りの商工会・商工会議所(組合の場合は、中央会にお問い合わせください)